

浜松市介護施設等物価高騰対策助成事業費補助金に関するQ&A

問		回答	
1	補助対象経費は何か？	1	特定入所者に係る食費としています。 なお、特定入所者の詳細についてはQ16を御確認ください。
2	交付申請書はメールで提出して良いか？	2	署名又は記名押印が必要な書類があるため、 メールでの提出は一切受付けません 。郵送又は持参により御提出ください。
3	複数の事業所がある場合は事業所ごとに申請できないのか？	3	この補助金は、法人単位で一括申請するものです。事業所ごとの申請は受付けられませんので、御注意ください。
4	市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書とは？	4	貴法人が市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者に指定された際、浜松市市民税課から発行されます。紛失等した場合は、浜松市市民税課に御相談ください。
5	どのような場合に、市民税・県民税・森林環境税特別徴収未実施理由書の提出が必要なのか？	5	市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者に指定されていない場合に限り、提出が必要です。
6	「市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書」を紛失した場合、「市民税・県民税・森林環境税特別徴収未実施理由書」を提出すれば良いのか？	6	「市民税・県民税・森林環境税特別徴収未実施理由書」は、特別徴収義務者として指定されていないことに正当な理由があることを証するためのものであり、「市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書」を紛失等した場合の代わりになるものではありません。
7	補助金交付請求書及び概算払請求書への押印は必要か？	7	補助金交付請求書及び概算払請求書への押印は 不要 です。
8	補助金交付請求書について、「申請書類チェックリスト」のとおり交付申請時に提出する必要があるのか。それとも、交付決定後に請求書を提出するのか。	8	速やかな入金を可能にするため、申請時に御提出ください。 なお、日付等は空欄としてください（詳細は記載例参照）。
9	概算払請求書について、「申請書類チェックリスト」のとおり交付申請時に提出する必要があるのか。それとも、交付決定後に請求書を提出するのか。	9	速やかな入金を可能にするため、申請時に御提出ください。 なお、日付等は空欄としてください（詳細は記載例参照）。
10	実績報告書及び事業実施報告書について、「申請書類チェックリスト」のとおり申請時に提出する必要があるのか。それとも、令和7年度末に提出するのか。	10	申請時に御提出ください。
11	令和7年度中に事業を休廃止した場合の取扱い？	11	休廃止した介護施設等に係る補助金は全額返還が必要です。速やかに市へ御相談ください。 なお、 令和8年3月末日までに休廃止を検討している事業所がある場合は、その事業所分の申請は行わないようにしてください 。
12	なぜ補助率は1/2なのか？	12	浜松市の補助金の考え方（補助率は原則1/2以内）に則り、予算の範囲内で設定しています。

13	入金される口座を事業所ごとに別で設定したいが可能か？	13	できません。補助金は登録いただいた口座に一括で入金されます。 事業所ごとの入金とはなりません ので、入金後、法人で適切に配分してください。
14	交付申請書は、郵送の場合でも提出期限必着か？	14	そのとおりです。余裕を持って送付してください。（提出期限を過ぎてから申請があったものについては、原則、受け付けません。）
15	補助金はいつ頃入金されるか？	15	令和8年3月頃を予定しています。（前後する可能性があります。） （概算払分は令和7年7月頃）
16	補助対象となる特定入所者とは？	16	居住費及び食費の自己負担限度額が設定されている「第1段階」～「第3段階」に該当する入所者を指します。 詳細は、記載例中の「（参考）対象者について」を御確認ください。
17	自己負担限度額が設定されていない「第4段階」の入所者は対象外か？	17	そのとおりです。 第4段階の入所者については補助金の対象者として計上せず、申請額算出内訳書（第2号様式）等にも記載しないでください。また、対象期間中に「第1段階」～「第3段階」に該当する入所者がいなかった場合、今回の補助金は申請できません。
18	補助金の対象期間等の考え方は如何か？	18	補助金の対象となる日数は、令和7年4月から令和7年9月の間に、対象者への食費の支給対象日となった日数です。 4月から9月の間に入所していても、食費の支給が全く無かった日については補助対象となりません。
19	概算払で申請する場合の申請額算出内訳書の対象期間等の考え方は如何か？	19	概算払で申請する場合の補助金の対象となる日数は、令和6年4月から令和6年9月の間に、対象者への食費の支給対象日となった日数です。 4月から9月の間に入所していても、食費の支給が全く無かった日については補助対象となりません。
20	補助額の算出に当たって、対象日数に2を乗じることとなっているが、既に退所した者や死亡した者についても同様の取扱いでよろしいか？	20	そのとおりです。 対象者全員について、令和7年4月から令和7年9月までの間に食費の支給対象となった日数を計上し、2を乗じてください。
21	令和7年10月1日以降に入所した特定入所者の取扱い如何か？	21	今回の補助金については令和7年10月1日以降に入所した特定入所者については計上せず、申請額算出内訳書（第2号様式）等にも記載しないでください。
22	請求書は、後日提出でも良いか。	22	本来、交付決定後に提出するものですが、今回は、速やかな入金を可能にするため、日付を空欄とし、交付申請時に一緒に提出してください。
23	実績報告書及び事業実施報告書は、後日提出でも良いか。	23	本来、補助金の交付後に提出するものですが、今回は交付申請時に一緒に提出してください。
24	補助金交付申請書（第10号様式）について、（口座名義（カナ）とは、口座名義とカナを両方記載するか、カナだけで良いか。	24	カナだけで構いません。